佐賀市上下水道事業管理規程第26号

佐賀市上下水道局調査・設計等委託業務検査実施規程を次のように定める。

平成24年4月1日

佐賀市上下水道事業管理者 金丸 正之

佐賀市上下水道局調査・設計等委託業務検査実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀市財務規則(平成17年佐賀市規則第62号。以下「財務規則」という。)その他別に定めがあるもののほか、市上下水道局が建設事業を行うに当たり委託する調査・設計等業務(以下「委託業務」という。)の検査(以下「検査」という。)を適正かつ効率的に執行するため必要な事項を定めるものとする。

(検査監等)

- 第2条 検査に係る事務に関し、総合的管理を行うため、検査監を置く。
- 2 検査監は、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の命を受けて検査に係る事務を総括し、総合的管理を行う。
- 3 検査に係る事務に関し、検査監を補佐するため、副検査監を置く。
- 4 副検査監は、検査監を補佐し、検査監の指示する事務を掌理する。 (検査員)
- 第3条 財務規則第106条第2項に規定する検査員のうち職員であるもの(以下 「検査員」という。)は、次に掲げるものとする。
 - (1) 専門検査員 副検査監、水道技術管理者及び管理者があらかじめ指名する職員
 - (2) 指定検査員 管理者があらかじめ指名する職員
 - (3) 担当課検査員 工事を担当する課長(以下「担当課長」という。) があらか じめ指名する係長以上の職にある職員
- 2 前項に定める検査員が行う検査は、次のとおりとする。
 - (1) 専門検査員及び指定検査員
 - ア 契約金額が1件130万円以上の検査
 - イ その他検査監が必要と認める検査
 - (2) 担当課検査員 契約金額が1件130万円未満の検査

(検査の種類)

- 第4条 検査の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 完了検査 委託業務の完了を確認するための検査をいう。
 - (2) 既済部分検査 委託業務の受託者(以下「受託者」という。) に対し当該委 託業務の完了前に対価の一部を支払う必要がある場合において、既に委託業務 が完了した部分を確認するための検査

(検査及び検査の方法)

- 第5条 検査は、検査員によって行う。
- 2 検査員は、関係者に対して、検査に必要な労務の提供、機械器具、関係書類その 他物件の提供及び説明を求めることができる。
- 3 検査員は、あらかじめ設計図書(仕様書、要領書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書をいう。以下同じ。)に基づき委託業務の内容について把握し、契約書、設計書、設計図書その他の必要な書類に基づき別に定める基準に従い、厳正かつ公正に検査を行わなければならない。

(検査の手続)

- 第6条 担当課長は、契約金額が1件130万円以上の委託業務について受託者から 財務規則第106条第4項に規定する検査確認申請書が提出されたとき又は当該 委託業務の履行期間が終了する7日前(1,000万円以下の委託業務にあっては 3日前)までに、関係書類を添え委託業務検査実施依頼書(様式第1号)を検査 監に提出し、当該委託業務に係る検査を依頼するものとする。
- 2 検査監は、前項の規定による依頼を受けたときは、速やかに検査日時並びに検査 員の職及び氏名を委託業務検査通知書(様式第2号)により当該依頼に係る担当 課長に通知するものとする。

(検査の準備)

- 第7条 委託業務の監督員及び受託者は、検査に当たり次に掲げる書類等の準備をしなければならない。
 - (1) 契約関係書類
 - (2) 委託業務の実施に関する記録その他の必要な資料
 - (3) 設計図書に定めた検査に必要な措置
 - (4) その他参考となる資料

(検査の立会い)

第8条 検査員は、検査を行うときは、受託者又は管理技術者(以下「受託者立会人」という。)のほか、当該委託業務の監督員及び当該委託業務の担当課長が指定した職員(以下「担当課立会人」という。)を立ち会わせるものとする。

(検査の中止)

第9条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに検

査監に報告するものとする。

- (1) 残りの委託業務が著しく、検査に値しないと認められるとき。
- (2) 委託業務の実施結果に重大な欠陥が認められるとき。
- (3) 前2号のほか検査の実施が困難となったとき。
- 2 検査監は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその旨を担当課長に報告するものとする。

(検査の委託)

- 第10条 検査監は、財務規則第106条第1項の規定に基づき、検査員以外の者に 検査を委託しようとするときは、管理者の決裁を得なければならない。
- 2 検査監は、前項の規定により検査を委託したときは、委託を受けた者にその検査 結果について検査報告書その他検査の内容を明確にした書類を提出させるものと する。
- 3 検査監は、必要と認めるときは、前項の規定による委託を受けた者が行う検査に 専門検査員を立ち会わせることができる。

(検査の報告)

- 第11条 検査員は、検査(第4項に規定する再検査を含む。)が終了したときは、 当該検査の結果を委託業務検査結果報告書(様式第3号)により検査監を経由し て管理者に報告するものとする。ただし、契約金額が1件130万円未満の委託 業務の検査については、検査監を経由することを要しない。
- 2 検査員は、検査の結果、手直し(軽易な手直しを除く。)を必要と認めたときは、 その旨を検査監に報告するものとする。ただし、既済部分検査の結果については、 この限りでない。
- 3 検査監は、前項に規定する報告を受けたときは、手直し指示書(様式第4号)に より受託者に指示するとともに、その写しを担当課長に送付するものとする。
- 4 検査員は、前項の規定に基づき手直しを指示された受託者が当該手直しを完了したときは、再検査をしなければならない。この場合においては、第6条から第9条までの規定を準用する。ただし、口頭による軽易な手直しについては、監督員が口頭指示手直し確認書(様式第5号)を検査監に提出することにより再検査に代えることができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか検査について必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、佐賀市調査・設計等委託業務検査実施規程 (平成17年佐賀市訓令第64号)の規定によりなされた手続その他の行為は、 この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

委託業務検査実施依頼書

年 月 日

(あて先) 検査監

担当課長 職 氏 名

佐賀市上下水道局調査・設計等委託業務検査実施規程第6条第1項の規定により、次のとおり検査の実施を依頼します。

検査の種類			完了	既済部	分		
委託業務担当課				Î	果		
委託業務名	第 号						
委託業務場所							
履行期間	年	月	日から		年	月	日まで
受 託 者							
請負金額						円	
監 督 員	職		氏名			内線	
担当課立会人(監督員を除く。)	職		氏名				
検 査 希 望 日			年	月	日		
備考							

※ 設計変更、前金払及び部分払があるときは、備考欄にその旨を記入すること。

※ 関係書類(設計図書、見積書その他検査監が必要と認める書類)を添付する こと。

委託業務検査通知書

年 月 日

(あて先) 課長

検査監

月 日付けで依頼された検査について、次のとおり実施しますので、 佐賀市上下水道局調査・設計等委託業務検査実施規程第6条第2項の規定により 通知します。

検査の種類	類				完了	既済部分	ने ने		
委託業務担当記	課					課	Į.		
委託業務?	名	第	号						
委託業務場原	所								
履行期	間		年	月	目から		年	月	日まで
受 託 若	者								
請負金額	額							円	
監督	員	職			氏名			内線	
担当課立会/(監督員を除く。		職			氏名				
受託者立会。	人								
検 査	員	職			氏名				
検査予定日間	時		年	月	日 生	午前・午後	時	分	
備	考								

委託業務検査結果報告書

年 月 日

(あて先) 上下水道事業管理者

検査員 職

氏名

契約書、設計書、設計図書その他の書類に基づき検査を行ったので、その結果 について佐賀市上下水道局調査・設計等委託業務検査実施規程第11条第1項の 規定により報告します。

// / / /			ти п		, , ,										
				Ē	委	託	業	務	検	查	調	書			
検	查	0	種	類					完了		既済部分	}			
委	託業	務	担当	課							課				
委	託	業	務	名	第		号								
委	託 業	色彩	务 場	所											
履	行		期	間			年	月	日か	ら		年	月		日まで
受		託		者											
請	負		金	額				円	今 回	請:	求 金 額				円
監		督		員	職				氏名			•	内約	泉	
	当 誹				職				氏名						
受	託者	当 7	立会	人											
検	查		日	時			年	月	日	午前	前・午後		時	分	

 第
 号

 年
 月

 日

様

検査監

手直し指示書

検査の結果、手直しを必要とするので佐賀市上下水道局調査・設計等委託業務 検査実施規程第11条第3項の規定により指示します。

委託業務担当課				課		
委 託 業 務 名	第 号					
委託業務場所						
履行期間	年	月	日から	年	月	日まで
請負金額					円	
検 査 員	職		氏名			
監 督 員	職		氏名			
担当課立会人(監督員を除く。)	職		氏名			
受託者立会人						
検 査 日 時	年	月	日 午前・	午後	時	分
手直し期限			年 月	日		
手直しを必要と 認 め た 事 項						
注意を与えた事項						

口頭指示手直し確認書

年 月 日

(あて先) 検査監

監督員 職

氏名

次の委託業務について、受託者が指示された手直しを完了したことを確認しましたので、佐賀市上下水道局調査・設計等委託業務検査実施規程第11条第4項の規定により提出します。

検査の種類			完了 !	既済部分		
委託業務担当課				課		
委託業務名	第 号					
委託業務場所						
履行期間	年	月	目から	年	月	日まで
受 託 者						
請負金額					円	
検 査 員	職		氏名			
担当課立会人(監督員を除く。)	職		氏名			
受託者立会人						
検 査 日 時	年	月	日 午前	う・午後	時	分
手直し完了届 受 領 日			年	月日		
手直し指示事項						